チェックシート

対象建築物の所在地：

（　　　　　学区）

【令和３年９月１７日版】

（記入日　令和　　年　　月　　日）

この補助金を利用して改修した場合は，申請時と同様の目的で１０年間活用する必要があります。

また，住宅以外で活用する場合は固定資産税が増額されることがあります。

そのため，特に空き家を借り受けて活用を考えておられる方は，建物所有者及び土地所有者に補助金を利用することについて説明をするようにしてください。　　　　　　□はい

次の質問にお答えください。一つでも「いいえ」がある場合は補助の対象になりません。

|  |
| --- |
| 活用予定の建築物について |
| １ | 建築物は登記されていますか。登記された所有者は実際と合っていますか。 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ２ | 市内にある建築物ですか。　　　　　　　　　　　　　　　 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ３ | 一戸建て又は長屋建ての建築物ですか。　　 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ４ | 空き家になる前は住宅として利用され，台所，浴室，トイレがある建築物ですか。 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ５ | エネルギーの供給状況により１年以上の空き家期間が証明できる建築物ですか。 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ６ | 行政から建築基準法等の指導を受けていない建築物ですか。 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ７ | 工事に着手していない建築物ですか。　 | □はい　□いいえ　□分からない |
| ８ | 所有者及び所有者の一親等の者が居住する予定のない建築物ですか。（※） | □はい　□いいえ　□分からない |
| ９ | 賃貸契約締結前の建築物ですか。（売買については相談してください。※） | □はい　□いいえ　□分からない |
| 申請者について |
| １０ | 市民税（住民税及び固定資産税）等の市税の滞納はないですか。 | □はい　□いいえ　□分からない |

※　申請者が空き家を購入して移住する場合などは，売買契約締結前に申請手続きを行う必要があります。（締結後は所有者の扱いになり，補助の対象とはなりません。）

|  |  |
| --- | --- |
| 相談者氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（□申請予定者　□代理人） |
| 相談者連絡先※希望の連絡方法に○をしてください。 | 〒電話：　　 －　　 　－　 　　　　FAX：　　 　－　　　 －　　　　e-mail：整理番号： |

活用目的について

（目的が定まっていない場合はＱ１から，定まっている場合はＱ３から）

特定目的１０に該当します。

※京町家等かつ，活用の目的が特定目的　１から９に該当する場合は，上限額６０万円が９０万円に増額します。

Ｑ１

活用する建物は京町家等（※１）に該当しますか？

はい

いいえ

Ｑ２

空き家対策取組地域（※２）にある空き家ですか？

特定目的９に該当します。

※京町家等の場合は，上限額６０万円が　９０万円に増額します。

はい

いいえ

はい

Ｑ３

下記の特定目的のいずれかに該当しますか？

１０年以上，特定目的に沿った活用をする必要があります。

※上限額は６０万円，京町家等の場合は　９０万円です。

いいえ

補助の対象にはなりません。

※１　京町家等とは，昭和２５年１１月２２日以前に着工された伝統構法（柱，梁等の主要構造部が木材で造られており，壁には貫に竹木舞の土壁が多く用いられている木造軸組構法のこと。）によって建築されたものをいいます。

※２　空き家対策に取り組む地域は次の地域です。

**北区**：紫野学区，小野郷学区，紫竹学区　**上京区**：春日学区，桃薗学区，成逸学区，待賢学区，正親学区　**左京区**：大原学区，養徳学区，久多学区，左京北部山間地域（花脊，別所，広河原），吉田学区，静原学区，北白川学区　**中京区**：梅屋学区，銅駝学区，竹間学区，朱雀第一学区，朱雀第三学区，朱雀第六学区，朱雀第七学区，乾学区，明倫学区　**東山区**：六原学区，粟田学区，今熊野学区，有済学区，月輪学区　**山科区**：安朱学区，勧修学区，山階南学区，鏡山学区，西野学区，山階学区，音羽川学区，音羽学区，大塚学区，大宅学区，小野学区，百々学区，陵ケ岡学区　**下京区**：有隣学区，修徳学区，菊浜学区　**南区**：唐橋学区　**右京区**：京北地域，宕陰学区　**西京区**：新林学区，竹の里学区，境谷学区，福西学区，川岡学区，大原野学区

■京町家等　□非該当　□該当（　　　　　　　　　年頃建築）

■地域連携型空き家対策取組地域　□外　□内（ ）

■土砂災害特別警戒区域□外　□内（　　　　　　）

**＊補助対象となる活用目的（特定目的）＊**

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 地域の居場所づくり（高齢者の居場所，町内会の活動拠点，多世代交流の場，観光客との交流の場，子育て世代の情報交換の場等） |
| ２ | 北部山間地域等に移住する者の住まい（★） |
| ３ | 京都市外から移住する者の住まい（ただし，２に該当するものを除く。） |
| ４ | 若手芸術家の居住・制作・発表の場づくり |
| ５ | 大学，短期大学，大学院の学生の住まい |
| ６ | 商店街の街区内における集客力向上に資する用途（小売業,飲食業等）での活用（★） |
| ７ | スタートアップ等の事業者が新たに入居する事業所（★） |
| ８ | 留学生又は外国人研究者の住まい |
| ９ | 京都市地域連携型空き家対策促進事業に取り組む地区において活用するもの（ただし，事業に取り組む団体の承諾を得て行うものに限る。１から８に該当するものを除く。） |
| １０ | 京町家等を活用・流通するもの（ただし，１から９に該当するものを除く。） |

　　★印の特定目的については，募集案内及び要綱で御確認ください。